

監 査 報 告 書

令和6年5月19日

学校法人 來 間 学 園
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

学校法人 來 間 学 園

監事 清呂木 奈美 
監事 山口 大輔 

私たちは、学校法人來間学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人來間学園寄付行為第7条の規定に基づき、学校法人來間学園の令和6年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書）を含め、学校法人の業務並びに財産の状況について監査した。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決算書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人來間学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細書及び基本金明細書を含む）並びに財産目録は会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務または財産に関する不正の行為、又は法令もしくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以 上